

## 議案第 36 号

日出町の公の施設を大分市の住民が利用することに関する協議について

日出町の公の施設を大分市の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

### 1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
日出町立図書館	日出町 3 2 4 4 番地 1

### 2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、日出町の負担とする。

理 由

日出町の公の施設の一部を大分市の住民が利用することについて、協議したので提出する。